

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請について

関西総合リハビリテーション専門学校
学生課

	申込手順等	第1回提出期限
1	「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引きを確認してください。	
2	本人名義の口座が無い人は、給付金の申請までに利用できる口座を開設してください。(申請の手引き 4ページ参照)	
3	<p>下記①～③の申請書類を学校へ提出してください。(準備ができた人から提出してください。郵送可。)</p> <p>①「学生支援緊急給付金申請書」【様式1】 ②「誓約書」【様式2】 ③支給要件を満たすことを証明する必要書類 (申請の手引き 7ページ参照)</p> <p>※高等教育の修学支援新制度 I 区分の受給者以外の学生で非課税世帯の学生は、あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であることを証明する住民税非課税証明書を提出してください。(父、母がいる場合は父母とあなたの分、3名分必要)</p> <p>※①、②の申請書類は、ホームページからダウンロード可能です。(PDF版で署名欄以外は、直接入力可。)</p> <p>※やむを得ない事由により、申請期限までに提出ができない場合は、提出期限までに事務室 学生課に申し出てください。</p>	6/8(月) 17時00分
4	申請時点において、給付奨学金・第一種奨学金のいずれも活用していない場合は、原則1か月以内に申請する旨を確認します。	

◆推薦枠について

これまでの貸与型奨学金等の実績をもとに学校ごとの推薦枠が配分されます。

推薦枠以上の申込があった場合は、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の趣旨を踏まえ、より困難な状態にある学生を選考し優先的に推薦します。

◆虚偽申告その他不正に関すること

偽りその他の不正の手段により学生支援緊急給付金を受給することは、あるまじき行為です。

万が一虚偽申請があれば、返金を求められます。